

第10表 家事涉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
<b>総 数</b>	<b>10 369</b>
<b>審 判 事 件</b>	<b>6 076</b>
<b>別 表 第 一</b>	<b>5 372</b>
後見開始の審判及びその取消し(別一 1等)	157
保佐開始の審判・取消しなど(別一 17等)	96
補助開始の審判・取消しなど(別一 36等)	31
後見人の選任(別一 3等)	49
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一 12等)	128
不在者の財産の管理に関する処分(別一 55)	371
失踪の宣告及びその取消し(別一 56等)	66
養子をするに ついての許可(別一 61)	252
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一 63等)	49
扶養義務の設定及びその取消し(別一 84等)	1
相続の限定承認の申述受理(別一 92)	17
相続の放棄の申述受理(別一 95)	2 180
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(別一 99)	99
遺言執行書の検認(別一 103)	105
遺言執行者の選任(別一 104)	22
任意後見契約に関する法律関係(別一 111等)	13
戸籍法による氏の変更についての許可(別一 122)	175
戸籍法による名の変更についての許可(別一 122)	77
就籍に ついての許可(別一 123)	12
戸籍の訂正に ついての許可(別一 124)	49
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一 130)	4
その他	1 419
<b>別 表 第 二</b>	<b>704</b>
婚子の監護費用の分担(別二 2)	116
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	412
財産権の分与に関する処分(別二 4)	10
親権者の指定又は変更(別二 8)	123
養子に 関する処分(別二 9等)	2
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	14
与分を 定め る 処分(別二 14)	2
その他	25
<b>調 停 事 件</b>	<b>4 293</b>
<b>別 表 第 二</b>	<b>2 041</b>
婚子の監護費用の分担(別二 2)	527
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	1 036
財産権の分与に関する処分(別二 4)	48
親権者の指定又は変更(別二 8)	248
養子に 関する処分(別二 9等)	16
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	149
与分を 定め る 処分(別二 14)	2
その他	15
<b>別 表 第 二 以 外</b>	<b>2 252</b>
婚姻中の夫婦間 事件	1 656
合意に 相当す る 審判 事項	469
その他	127

(注) この表は前掲3、4表の内数表である。

家事涉外事件とは家事審判、調停事件のうち、申立人、相手方、事件本人、参加人、被相続人、遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。